

附則(第二項から第七項までを除く。)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別表第一中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別表第二の三中「物品税」を「消費税」に改める。

別表第三中「物品税」を「消費税」に「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一号様式の三中「〇〇運輸局〇〇陸運支局長発託」を「〇〇陸運支局長発託」に改める。

第四号様式中「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

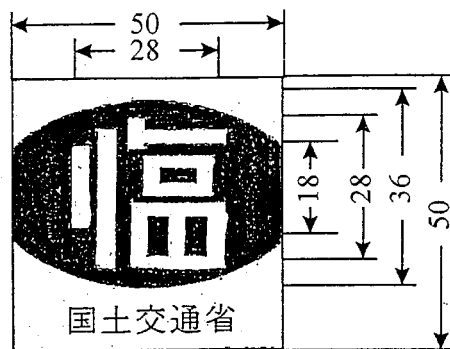
第八号様式中「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

第十一号様式の二を次のように改める。

第十二号様式の二(臨時検査合格標準(第四十五条関係))

(その一)

(表)



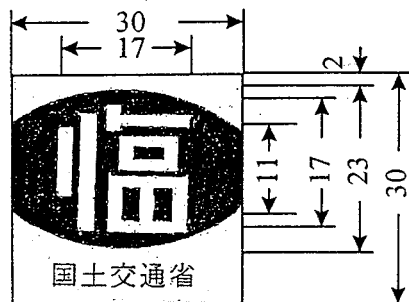
(裏)

注意事項

- 1 臨時検査合格標準は、前面ガラスの内側の運転者の視野を妨げない位置に確実にはりつけて下さい。
- 2 臨時検査合格標準は、ぬらしたり、よごしたりしないように注意して下さい。

車体番号

(その二)



注(1) 自動車の前面ガラスにはりつけるものにあつては図(その一)、車両番号標にはりつけるものにあつては図(その二)の例によること。

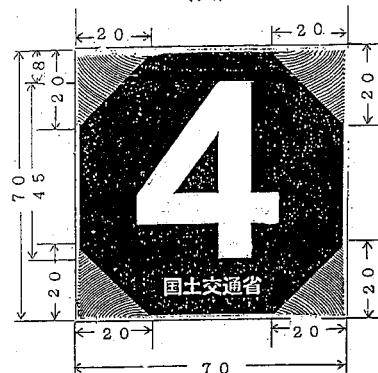
(2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第十一号様式の三を次のように改める。

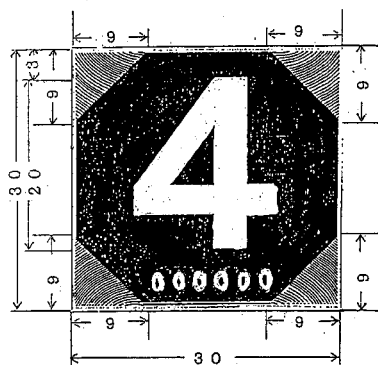
第十二号様式の三(検査標準(第四十五条関係))

(その一)

(表)



(その二)



(裏)

〇〇〇〇〇〇

注意事項

- 1 検査標準は、前面ガラスの内側の運転者の視野を妨げない位置に確実にはりつけて下さい。
- 2 検査標準は、ぬらしたり、よごしたりしないように注意して下さい。
- 3 自動車検査証の有効期間の満了する前に必ず検査を受けて下さい。

自動車検査証の有効
期間の満了する日

年 月 日

注(1) 検査標準には、自動車の前面ガラスにはりつけるものにあつては図(その一)、自動車登録番号標又は車両番号標にはりつけるものにあつては図(その二)の例により、自動車検査証の有効期間の満了する日の属する月を表す数字を表示すること。

(2) 検査標準の地色は、昭和38年にあつては青色、昭和39年にあつては赤色、昭和40年にあつては緑色、昭和41年にあつては黄赤色とし、昭和42年以降は順次これをくりかえすこと。

(3) 自動車検査証の有効期間の満了する日の属する日月を表す数字及び「国土交通省」の文字は白色とすること。

(4) 寸法の単位は、ミリメートルとすること。